

# 公立保育園の民間移管に関するガイドライン

平成20年（2008年）12月

広島市

# 目 次

(ページ)

1	目的	1
2	性格	1
3	民間移管の実施方法	1
	(1) 実施方法	1
	(2) 土地・建物等の取扱い	1
	(3) 年度ごとの移管園数	1
4	対象園の選定	1
5	対象園の公表	2
6	説明会の実施	2
7	事業者の選定等	2
	(1) 募集方法	2
	(2) 応募条件	2
	(3) 事業者の選定	3
8	引継ぎ	4
	(1) 引継ぎの期間	4
	(2) 引継ぎの準備	4
	(3) 三者協議会の設置	4
	(4) 引継ぎ計画の策定	4
	(5) 引継ぎの内容	4
	(6) 共同保育	4
	(7) 個人面談の実施	5
	(8) 市による進行管理等	5
9	民間移管後の市の役割・責任	5
	(1) 前職員（保育士）の常駐配置によるアフターフォロー	5
	(2) 市の保育士等による保育内容の定期的確認	5
	(3) 民間移管後における三者協議会の開催	5
	(4) 民間移管園の評価	5

## 1 目的

このガイドラインは、公立保育園の民間移管についての基準を定め、公表することにより、民間移管に対する保護者の不安の解消を図るとともに、質の高い事業者の参入を促すことを目的としています。

## 2 性格

このガイドラインは、公立保育園の民間移管についての本市の基本的な考え方や民間移管を円滑に行っていく上での最低限の基準、ルールをまとめたものであり、民間移管の対象となる園（以下「対象園」という。）においては、このガイドラインを基本とし、保護者の方々の意見や要望を取り入れながら民間移管を実施していきます。

## 3 民間移管の実施方法

### (1) 実施方法

保育園の設置・経営主体を市から社会福祉法人に移管します。なお、実施日については、円滑な移管を行うため、各年度の4月1日とします。

### (2) 土地・建物等の取扱い

#### ア 土地

事業者は無償で貸付けます。

#### イ 建物

移管後1年間は事業者は無償で貸付け、その後、資産評価額の4分の1の価格で有償譲渡します。なお、建替を条件に民間移管する場合には、移管の1年後に無償譲渡します。

#### ウ 備品

事業者は無償譲渡します。

### (3) 年度ごとの移管園数

他都市における民間移管の実施状況や本市において保育園を運営する社会福祉法人数（38法人）等を踏まえ、質の高い事業者を選定するという観点から、1年に2園程度とします。

## 4 対象園の選定

原則として、園の敷地が市の所有であり、建物が他の公共施設等との合築でない園のうちから選定することとし、以下の点及び他の公・私立保育園との地域バランス等を総合的に勘案して決定します。

- ① 移管後も継続的・安定的な運営が可能であると見込まれる保育ニーズがあること。
- ② 施設の老朽度が高いこと。
- ③ 小規模園でないこと（定員がおおむね90人以上の園）。

## 5 対象園の公表

現在、4月当初の入園申込受付を同年の1月に行っていることから、移管実施年度はもちろん、その前年度及び前々年度の新規入園申込者が保育園を選択する際の参考にできるようにするため、対象園の公表は、移管実施の最低2年3か月前までに行います。

## 6 説明会の実施

以下の点等について、順次、段階的に保護者説明会を実施し、十分な情報提供に努めます。この他、保護者の意見や要望が実施方法に反映できるよう、移管準備の進行にあわせ、適宜、情報提供を行うとともに、必要に応じ個別相談を実施します。

- ① 民間移管の概要
- ② 園の選定理由
- ③ 移管スケジュール
- ④ 事業者の選定方法
- ⑤ 引継ぎ（共同保育を含む。）の実施方法

## 7 事業者の選定等

### (1) 募集方法

透明性、公平性を確保するため公募による方法とします。

### (2) 応募条件

事業者募集に当たっては、応募条件として以下のとおり定めます。また、移管する保育園の個々の状況に応じて他の条件を加えるものとし、その条件の設定にあたっては、事前に保護者の意見・要望を聴き反映させるよう努めます。

- ① 対象事業者  
現に、広島市内で認可保育園を運営している社会福祉法人
- ② 必須事業の指定  
市が指定する保育事業及び子育て支援事業を実施すること。
- ③ 保育内容等の継承  
保育内容及び行事については、当分の間、現行の継承を基本とすること。なお、変更する場合には、保護者と事前に協議すること。
- ④ 費用負担  
市があらかじめ認めた費用以外の費用負担を保護者に求めないこと。  
(市が認める費用の例：帽子代、幼児の主食代、延長保育の実施に伴う利用料等)
- ⑤ 職員配置  
市が提示する職員配置基準を満たすとともに、経験・年齢のバランスをとった配置とするため、次の要件を満たすこと。

#### ア 施設長

社会福祉事業の経験が15年以上、保育園の施設長経験が3年以上又は主任保育士経験5年以上の者を配置すること。

#### イ 主任保育士

保育士としての実務経験が10年以上の者を配置すること。

#### ウ 保育士

保育士としての実務経験が5年以上の者を全体の3分の1以上配置すること。

#### ⑥ 苦情解決の仕組みの整備

保護者等からの苦情を解決するための仕組みとして、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置すること。

### (3) 事業者の選定

#### ① 選定方法

保育分野をはじめ法律や財務の専門家等で構成する選定委員会を設置し、保育園運営に関する提案内容や運営実績の審査を行います。また、審査にあたっては、提案書類の審査にあわせ、ヒアリングや実地調査を行います。なお、選定委員会に保護者代表を加えることについては、当該保育園の保護者の意向を聴き対応します。

#### ② 審査にあたっての考え方

事業者の選定にあたっては、単に応募者の中での相対的な優位者を移管先の事業者とするのではなく、保育の質の維持・向上が期待できる事業者を選びます。

そのため、選定にあたっては、以下の点を重視し、保育園運営上の内容（保育の質）を中心とした審査を行います。

また、審査の透明性を高めるために、審査項目及び評価基準は事前に公表します。

- 児童福祉の理念に沿って、子どもたちの健全育成及び子育て支援に取り組むことができる事業者であること。
- 子どもたち一人ひとりの育ちを支え、子どもを中心とした保育ができること。
- 職員の年齢や経験年数のバランスを踏まえた質の高い職員が確保できること。
- 人材育成が図られ、職員が意欲を持って働ける環境が確保できること。
- 保護者との信頼関係を築き、連携・協力を確保できること。
- 長期に渡り安定的な保育園経営を行うことができること。

#### ③ 保護者意見の反映

選定にあたって重視してもらいたいことなどについて、保護者アンケートを実施します。

#### ④ 運営事業者の公表

審査により運営事業者が決定した後は、事業者名及び当該事業者の審査結果について対象園の保護者はもとより、市ホームページ等で広く市民に公表します。

## 8 引継ぎ

### (1) 引継ぎの期間

民間移管による在園児への影響を最小限にとどめるため、移管実施の概ね1年前までに運営事業者を決定し、1年間を目途に事業者職員と児童・保護者・地域等との関係づくりのための引継ぎを行います。

### (2) 引継ぎの準備

対象園の保護者を対象に引継ぎ事項についてアンケートを行い、保護者と市（保育園を含む）とで、引き継ぐべき事項と改善すべき事項等を調整します。

### (3) 三者協議会の設置

円滑な引継ぎを行うため、保護者・事業者・市による「三者協議会」を設置します。

### (4) 引継ぎ計画の策定

事業者は、引継ぎ内容や共同保育の実施体制など円滑な移管に十分な配慮をした引継ぎ計画（案）を作成し、「三者協議会」において十分な意見交換を行い、協議・調整のうえ決定します。

### (5) 引継ぎの内容

#### ① 児童一人ひとりの状況

児童票や、健康・発育などの記録を基に、児童一人ひとりの生活の様子や状況などを共同保育により引継ぎます。

#### ② 保育園運営の状況

保育目標や保育計画及び指導計画、各クラスでの保育や、自由遊び、子どもの受入れ、引渡しなどの日々の保育の流れ、年間行事、月間行事、給食、保健衛生、施設管理、安全対策、保護者・地域との関係等を引継ぎます。

### (6) 共同保育

民間移管の際には、保育士等の職員が入れ替わることなどによる保育環境の変化が、子どもへ及ぼす影響を最小限にする必要があります。このため、子どもたちが新しい保育士に慣れた段階で移管することができるよう、(5)の引継ぎの内容を踏まえたうえで、対象園に段階的に事業者職員（保育士）を配置し、市職員（保育士）と事業者職員が共同で行う保育（共同保育）を実施します。この期間は、3か月間を目安としますが、対象園の状況を踏まえ、三者協議会で協議のうえ、決定します。

この期間においては、それぞれの児童の発達段階に応じ、移管後も継続的な保育が行えるよう、個々の子どもの様子などの把握に努めるとともに、子どもたちとの信頼関係を構築できるよう、きめ細かく対応しながら共同保育を行っていきます。

## (7) 個人面談の実施

子どもたち一人ひとりの状況をよりきめ細やかに把握するとともに、保護者との信頼関係を深めるために、引継ぎ期間中に、保護者、市職員（保育士）、事業者職員の三者による個人面談を実施します。

## (8) 市による進行管理等

市は、事業者の職員採用、共同保育期間における職員配置等、民間移管に係る引継ぎが計画どおり行われるよう逐次進行管理を行うとともに、問題が生じた場合には、必要な改善・指導を行います。

## 9 民間移管後の市の役割・責任

### (1) 前職員（保育士）の常駐配置によるアフターフォロー

移管後も、引き続き前職員を移管後の園に常駐配置し、保育内容や行事に関することなど、様々なアドバイスを移管先の保育士に行うとともに、保護者からの要望や苦情などの相談に応じます。この期間は、3か月間を目安としますが必要に応じ延長します。

### (2) 市の保育士等による保育内容の定期的確認

移管後のアフターフォローの期間及びその後についても引き続き、市の保育士等が定期的に移管した保育園を訪問し、移管条件が守られているかどうかを確認するとともに、必要に応じ指導します。この期間は、1年間を目安としますが必要に応じ延長します。

また、その後も必要に応じて、担当職員等が保育園を訪問し、必要な助言・指導を行います。

### (3) 民間移管後における三者協議会の開催

移管後も引き続き、定期的に三者協議会を開催して情報を共有し、より良い保育環境を確保します。また、保護者と運営事業者との間において問題が生じた場合には、市が間に入り解決を図ります。

### (4) 民間移管園の評価

移管後における保育内容についての保護者アンケート等を市が実施し、事業者の運営状況を評価します。

また、保育サービスの質の向上を図るため、自己評価の継続的な実施とその結果の公表を義務付けます。